

宮城県監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年3月30日

宮城県監査委員 菊地 浩
宮城県監査委員 藤原 範典
宮城県監査委員 阿部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成19年2月9日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成19年3月14日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 消防課

イ 監査委員の報告の内容

所管地方機関（大河原地方振興事務所・仙台地方振興事務所・栗原地方振興事務所）において、手数料に係る収入証紙の過貼付が認められたので、今後再発しないよう適切な指導を図られたい。

（内容）

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく貯蔵施設等の完成検査に係る手数料について、所管地方機関に手数料条例の解釈を誤って指導し、納入者に収入証紙を過貼付させていたもの。

・過貼付件数 14件（平成12～17年度）

・過貼付額 154,800円（時効分を除く106,400円については償還済）

ロ 措置の内容

- ・判明後直ちに地方振興事務所に対し、本件概要と正しい事務取扱いについて周知した。
- ・時効前の案件については、地方振興事務所を通じ該当者に事情を説明、償還を行った。
- ・ホームページの該当部分を分かりやすい表現に改善した。
- ・事務処理要領の該当部分に、誤った判断に陥らないよう、より詳しい説明を加えた。

・時効となった案件については、消防課で該当者を訪問、事情を説明の上謝罪した。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、市町の協力を得て勤務先調査を行い、給与差押予告書を送付するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	1 2 2 , 9 5 4 , 1 5 6 円
過年度分	3 5 1 , 8 6 4 , 2 3 0 円
合 計	4 7 4 , 8 1 8 , 3 8 6 円

・平成16年度収入未済額

現年度分	1 3 1 , 8 5 5 , 6 1 6 円
過年度分	4 6 9 , 9 2 1 , 5 0 6 円
合 計	6 0 1 , 7 7 7 , 1 2 2 円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(3) 大崎県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、毎月最終木曜日に夜間窓口を設置し、不納欠損予定事案検討会を毎月開催するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	1 3 2 , 3 1 7 , 9 2 0 円
過年度分	3 6 1 , 2 8 7 , 6 7 9 円
合 計	4 9 3 , 6 0 5 , 5 9 9 円

・平成16年度収入未済額

現年度分	1 3 8 , 3 8 5 , 5 4 9 円
過年度分	3 9 1 , 8 5 8 , 3 1 4 円
合 計	5 3 0 , 2 4 3 , 8 6 3 円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(4) 登米県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、登米市との連絡協議会を開催し、共同して催告通知と徴収を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	51,013,504円
過年度分	115,015,505円
合計	166,029,009円

・平成16年度収入未済額

現年度分	55,477,592円
過年度分	122,643,240円
合計	178,120,832円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(5) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、管内市町と共同して催告通知と徴収を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	61,603,445円
過年度分	159,289,126円
合計	220,892,571円

・平成16年度収入未済額

現年度分	56,512,838円
過年度分	166,003,869円
合計	222,516,707円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(6) 大崎保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

過誤払返納金において、滞納者との折衝を行っていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

生活保護を廃止している滞納者との折衝を行っていなかったもの。

・件数及び金額 3件 166,594円

ロ 措置の内容

平成18年11月1日付けで当所に未収債権回収チームを設置し、未納者に対する督促等納入促進を図っている。

指摘の3件についても、同チーム員による家庭訪問(平成19年1月以降4回)の上、納入促進を実施した。

今後については、生活保護を廃止した者についても、納期限前に家庭訪問し、納期内の納入方について、指導していく。

(7) 中央地域子どもセンター

イ 監査委員の報告の内容

民生費負担金(児童福祉費)において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分 6,010,780円

過年度分 16,855,920円

合計 22,866,700円

・平成16年度収入未済額

現年度分 5,336,970円

過年度分 16,075,610円

合計 21,412,580円

ロ 措置の内容

(対応策)

1 市町村との連携を強化し、新規滞納者の防止に努めていく。

施設入所時に保護者の費用負担について十分な説明を行い、その同意を求め、納入意識の啓発と納入義務の意識付けに努めていく。

納入滞納者に対しては、初期段階での速やかな督促と、電話等による督促を徹底して行い、市町村の協力を得ながら、家庭訪問による納入指導もしていく。

2 未納家庭の実態調査を行い、未納原因の究明を図り、納入実現への指導に努めていく。

3 地区担当員と連携を図り，年金や賞与等の受給時期に滞納者への訪問指導を強化し，納入促進に努めていく。

(処理状況)

上記 1 ～ 3 に基づき収入未済額の減少に努力した。特に長期滞納者，多額未納者の収納に重点を置き，納入指導にあたった結果，数年ぶりに納入再開する者が 4 件，完納者も 1 2 件となった。

(8) 農産園芸課

イ 監査委員の報告の内容

業務委託契約において，仕様書と業務完了報告書の内容が整合せず，適切に検収を行っていないことが認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託業務の完了が契約期間終了後となったにもかかわらず業務完了報告書の受理日を遡及し，業務完了を前提とした不適切な検収が行われたもの。

- ・ 委託業務名 平成 1 7 年度園芸新品種種苗生産作業業務
- ・ 委託金額 3, 5 0 1, 7 5 0 円
- ・ 委託期間 平成 1 7 年 6 月 2 1 日 ~ 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日

ロ 措置の内容

平成 1 8 年度にも同様の業務委託契約を行っており，前年度の反省を踏まえ，業務委託契約の仕様書の内容について委託先と十分に相互理解を図り実施した。

- ・ 委託期間：平成 1 8 年 7 月 3 日 ~ 1 0 月 3 1 日
- ・ 契約日：平成 1 8 年 7 月 3 日
- ・ 業務報告受理日：平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日
- ・ 検収日：平成 1 8 年 1 1 月 7 日
- ・ 検収場所：農産園芸課

作業日誌と製品数量の確認・検収を行った。

(9) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

所得税の未徴収による，加算税及び延滞税の発生が認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 源泉徴収税額 1, 2 4 0, 0 2 5 円 (平成 1 3 年 9 月分 ~ 平成 1 7 年 3 月分)
- ・ 加算税 9 6, 0 0 0 円
- ・ 延滞税 3 4, 0 0 0 円

ロ 措置の内容

平成 1 3 ~ 1 6 年度に開催した展覧会における個人と行った委託契約の源泉所得税の徴収について，誤った取扱いをしていたことから国税当局に指摘を受け，源泉徴収義務

者として源泉徴収漏れ分を修正申告し、歳出予算を組み自主納税した。

委託契約において、個人と法人の税法上の取扱いが異なることを十分理解しないで事務処理していたために発生した誤りであったことから、今後は税法令の規定を遵守するよう定期的に勉強会等を開催し、所属内でのチェック体制を図り、適正な事務処理に努めるよう職員に対し指導していく。

(1 0) 石巻商業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

食堂の子メーターの検針を毎月行っていたにも係わらず、調定を行わなかったもの。

・調定遺漏額 (電気料)	2 4 2 , 0 0 3 円
(水道料)	7 0 , 6 6 2 円
(計)	3 1 2 , 6 6 5 円

ロ 措置の内容

平成 1 8 年 4 月 1 0 日に、平成 1 7 年度の食堂の光熱水費について、全く調定をしていなかったことが判明したことから、平成 1 8 年度の歳入として一括調定した。

今後は、子メーターの検針及び調定事務については、常に複数で確認し、調定漏れが無いように努める。また、定期的に関係書類を点検することにより、適正な事務処理に努める。